



WITTENSTEIN

報告書の提出、報告書の処理、報告者の保護に関する原則 （「報告の原則」）

1. 原則

- 国内および国外で事業が持続可能な形で成功するかどうかは、各法制度に厳格に準拠できるかどうかにかかっています。当社は全従業員、全経営陣、全ビジネスパートナーに対して、準拠法および人権、環境・社会基準への完全な準拠を求めます。
- 当社は、法律および/または会社の諸規則に対する違反についての報告をきわめて真摯に受け止めます。
- 法律および/または会社の諸規則に対する違反についての報告は、現在発生している違反の可能性を明らかにするのみならず、今後の違反を防止し、WITTENSTEIN が被る損害を回避することにもつながります。
- 当社は、対面でも匿名でも、各種の報告チャンネルを用意しています。
- 当社は、その知りうる範囲と信念に基づいて報告された限りにおいて、いかなる報告者も差別しません。
- 詳細は、当社の[行動規範](#)を参照してください。

2. 報告

- **誰が？**
 - 法律および/または会社の諸規則に対する違反の可能性に気付いた場合は、誰でも該当する報告を提出できます。
 - 「誰でも」とは、従業員と社外関係者のどちらも、違反の可能性を報告できるということです。社外関係者とは、たとえばビジネスパートナーの従業員の場合もありますが、まったく無関係な第三者も含まれます。
- **何を？**
 - 法律および/または会社の諸規則に対する違反の可能性を報告できます。
 - 可能性だけでも違反の疑いがあれば、報告対象として十分です。
 - 違反の可能性の例：
 - カルテルおよび競争法の違反
 - 贈収賄および汚職に関する事項
 - 人権侵害
 - 環境規則違反
 - マネーロンダリングまたはテロへの資金供与に関わる違反
 - 製品安全性および適合性要件の違反
 - 品質および安全性基準の違反
 - WITTENSTEINのための活動に関連するビジネスパートナーによる違反、たとえば、[サプライヤー行動規範](#)の違反なども報告できます。



WITTENSTEIN

➤ **どのように？**

○ **WITTENSTEIN - 報告システム**

この報告システムを使うと、世界中どこでも **24 時間 365 日**、さまざまな言語で報告書を提出できます。

メールボックスにより、コンプライアンス組織との安全なコミュニケーションが保証されます。

報告書を作成する際は、ステップごとに案内されるシステムでの指示に従ってください。

報告書は、匿名でも記名でも提出することができます。

○ **対面の場合**

compliance@wittenstein.de 宛でのメールで事前予約のこと

○ **電話の場合**

通常の営業時間内の電話 (+49 7931 493 18520) では、ドイツ語または英語で報告できます。

また、各国のコンプライアンス担当者を通じて報告書を提出することもできます。

○ **メールの場合**

compliance@wittenstein.de

○ **郵送の場合**

WITTENSTEIN SE, Compliance Officer, Walter-Wittenstein-Straße 1, 97999 Igersheim, Germany

○ **匿名の場合**

匿名での報告書は、WITTENSTEIN - 報告システムを通じて提出できます。国内法で認められていれば、報告書は世界中どこでも **24 時間 365 日**、さまざまな言語で提出できます。

3. 報告書の処理

- 報告書の受領は、報告者が選択した報告チャンネルで確認されます。確認までの期間は国によって異なる場合があります。ドイツでは、報告書の受領確認は遅くとも **7 日後**に発行されます。
- 報告書の受領は文書化されます。
- 報告書の処理の一環として、受領した報告書は、関連する専門部署と協議したうえで妥当性を確認されます。必要な場合には、報告者が質問を受ける場合もあります。また、個々のケースに応じて、報告された違反を是正し、同様のケースが今後は発生しないよう適切な措置を定め、実施します。
- 違反が立証されない限り、「推定無罪」が適用されます。証拠となる事実も、容疑を晴らす事実も、等しく調査の対象となります。
- 報告者は、現在の処理状況、すでに取りられた措置、各国で法的に定められた期間内に引き続き取られるべき措置についての回答を受け取ります。ただし、内部調査や



WITTENSTEIN

捜査に影響を与えない範囲で、また報告の対象者または報告に名前が挙がっている者の権利を侵さない範囲とします。ドイツでは、回答期限は3か月です。

- 法律および/または会社の諸規則に対する違反が確認された場合、その違反はただちに是正されます。今後の同様の違反を防止するための措置も取られます。

4. 報告者の保護

- 法律および/または会社の諸規則に対する違反を、知りうる範囲と信念に基づいて報告した報告者は、その報告の結果としていかなる不利益も被らないものとします。
- 報告者が不利益を被った場合、これは WITTENSTEIN グループの[行動規範](#)に対する違反となり、該当する場合には準拠法にも違反し、別途報告の対象となる場合があります。
- ただし、意図的な虚偽の報告、たとえば同僚に対して不当な疑いを喚起する目的だったなどの場合は、逆に報告者に対して不利な結果が生じる可能性があります。
- 報告者から提供された情報は、常に機密として扱われます。報告を処理する際には、「Need To Know」の原則が守られます。ただし、報告書を処理する際には法定の、または公的な通知義務に準拠する必要があります。
- 個人情報保護は保護されます。詳細は、[当社報告システムの「個人情報保護」](#)をご覧ください。

5. 外部の報告機関

報告者は、それぞれの国でこの目的のために利用できる外部の報告機関に連絡することもできます。

ドイツでは以下の機関がこれに該当します：

- [External Reporting Office of the German Federal Office of Justice](#)
- [External Reporting Office of the German Federal Cartel Office](#)
- [Reporting Office of the German Federal Financial Supervisory Authority](#)